

旭区まち魅力推進会議開催要綱

(目的)

第1条 新たな地域資源の再発見と、将来のにぎわい・活性化のための手法について、今後の方向性や、「いち押し」、「旭区ブランド」及び「お宝」の検討、並びに継続的な情報更新・メンテナンスを行うにあたり、必要な意見又は助言を聴取するため、旭区まち魅力推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 「いち押し」、「旭区ブランド」及び「お宝」に係る事業の企画に関する事項
- (2) 「旭区ブランド」及び「お宝」の更新に係る情報提供に関する事項
- (3) 新たな「いち押し」、「旭区ブランド」及び「お宝」に係る情報収集及び認定に向けた資料準備や検討に関する事項
- (4) 関連事業の実施の支援に関する事項
- (5) 「いち押し」及び「旭区ブランド」の審査に関する事項
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次項に定める委員で組織する。

- 2 委員は、旭区区政会議委員その他適当と認める者の中から構成する。
- 3 第1条の目的を達成するため、次条に定める座長は、必要に応じて学識経験を有する者その他適当と認める者の会議への出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議を代表し、事務を総理する。
- 3 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員会)

第5条 別表に定めるところにより、会議に専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は座長が次に掲げる者より指名した専門委員で構成し、委員長は専門委員の互選とする。
 - (1) 委員
 - (2) 学識経験を有する者その他適当と認める者
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、事務を総理する。
- 4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する専門委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、旭区役所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めによるものほか、運営に関し必要な事項は、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

専門委員会の名称	所掌事務
旭区ブランド審査委員会	第2条第5号のこと